

京都市上下水道局告示第35号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年10月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区横大路貴船57-1

永機建設株式会社

代表取締役 幡南 進

2 変更事項

(1) 商号の変更

永機建設有限会社から永機建設株式会社に変更

(2) 営業所の変更

京都市西京区桂稻荷山町31-93から京都市伏見区横大路貴船57-1に変更

(上下水道局下水道部管理課)